

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 1 9 号
件 名	新潟市都市計画条例の新規制定に当たり、当会と新潟市長の間で取り交わした文書による合意内容を条例の中で成文として制定を求めることについて
紹 介 議 員	遠藤 哲（平成25年12月6日紹介取り消し） 田辺 新（平成25年12月6日紹介取り消し）
要 旨	<p>新潟市南区、西蒲区の市街化調整区域開発についての緩和措置では、区域区分の施行以前に農地の転用済みであった土地については、新潟市長と当会との合意文書では原則、緩和措置の適用範囲のはずである。</p> <p>しかしながら、両区内の区域区分が施行された後で交付された開発審査会付議基準では、当該土地が幅員6メートル以上の公道または4メートル以上の幅員を擁す農道もしくはは里道への接道が可能な土地に限定されている。</p> <p>区域区分施行以前の旧町村では、建築基準法の適用されていない町村もあり、同地域では4メートル幅員道路への接道義務が賦課されぬまま開発転用が認められてきた。昭和20年代、耕地整理された農地、耕区内農道は当時の農業土木の概念から農道幅員は2間(3.64メートル)が一般的であり、3または4間道が導入されるのは昭和30年代以降の耕地整理からである。</p> <p>それらの土地が再利用される際、今新潟市の付議基準を適用するとほとんどの既存転用農地や里道利用の集落内宅地の再利用開発が規制されることになり、せっかくの緩和措置効果が果たせなくなる。丁寧に刻まれた仏様に魂が入っていないことになる。</p> <p>当該土地内の開発基準は都市計画法及び建築基準法の適用はけだし当然であるが、その土地から大きな公道までの道のりは既存道路であっても開発規制の緩和範囲としての認定を強く求めるものである。</p> <p>条例の起草にあっては十分な御高配を賜りたい。</p>
付 託 年月日 委員会	平成25年9月12日 環境建設常任委員会
受 理	平成25年9月5日 第254号